答 申

第1 当審査会の結論

別紙1に掲げる「昭和50年度薄川総合開発事業に伴う測量委託」以下78件 (以下「本件公文書」という。)は、下記の各部分を除き公開すべきである。

- 1 調査を委託した法人の調査担当者氏名、家屋等所有者氏名及び土地所有者の 住所・氏名が記載されている部分
- 2 個々の水利権者の農業用水取水量が明らかとなる部分
- 3 経済性の検討におけるダムを設置しない場合の河川改修平面図・横断図
- 4 事業費算定に係る用地補償費・物件補償費の単価及び単価を推定できる部分
- 5 原石山に関する情報のうち、
- (1)候補地点の条件の優劣が記載されている部分
- (2)地質調査地点の位置が特定できる記述・図表・写真
- (3)地質調査地点の物理的・経済的評価が記載されている部分
- (4)ある時期には有力だった候補地点に絞り込んだ地質調査を行ったという経過 が記載されている部分
- 6 付替道路に関する情報が記載されている部分
- 7 電力会社から任意に提供を受けた河川流量などのデータを用いている部分及び電力会社と住民との間で締結された取り決めについて記述されている部分

第2 請求及び異議申立ての経過

異議申立人は、平成8年11月27日付けで「昭和50年から平成7年にかけて行われた大仏ダム実施計画資料」について公文書公開請求を行い、実施機関が平成9年1月16日付けで行った103件の公文書についての決定(全部公開25件、部分公開58件、全部非公開20件)に対して、平成9年1月30日付けで、本件公文書の非公開処分を取り消す決定を求める旨の異議申立てを行った。

- 第3 異議申立人の主張の要旨 別紙2に記載のとおり。
- 第4 実施機関の主張の要旨 別紙3に記載のとおり。

第5 当審査会の判断理由

当審査会は、審査に当たって、異議申立人及び実施機関双方に文書や口頭による

主張の機会を与えるなどして、公正な審査を行うよう努めた。

その結果、当審査会は、個々の論点ごとに異議申立人及び実施機関双方の主張を審査、判断し、冒頭第1に掲げる結論に達したものである。

1 長野県公文書公開条例の趣旨について

長野県公文書公開条例(以下「条例」という。)第1条は、県民の公文書の公開を求める権利を明らかにしており、条例の解釈運用に当たっては、条例第3条で規定されているとおり、この権利が十分に尊重されるように配慮すべきことはいうまでもない。しかし、一方、条例は、他の公益等との調整の観点から、第6条第1項において、公開をしないことができる場合について定めており、個々の請求に対する公開、非公開の判断に際しては、これらを総合的にとらえ、条例の原則公開の理念を念頭に置きながら、同項への該当性の有無を条例の規定に即して判断する必要がある。

よって、当審査会は、当事者の主張を基に、本件公文書のうち実施機関が非公開とした部分が第6条第1項に該当するか否かを個別具体的に判断するものである。

2 本件公文書の内容について

大仏ダムは、信濃川水系薄川の河川総合開発事業の一環として松本市大仏地先に、 治水・利水の多目的ダムとして建設が計画され、昭和44年度から予備調査を開始 し、昭和50年度から国の補助事業としてダム建設の可能性を調査する実施計画調査 を行っているものである。

本件公文書は、昭和50年度から平成7年度にかけて実施機関がコンサルタント会社に委託し、当該受託法人から提出された測量調査、地質調査、観測調査、環境調査、全体計画等に係る報告書である。

当審査会が本件公文書を確認したところ、非公開とされた公文書に係る非公開理由 は別紙1のとおりである。また、本件公文書の記載内容を当事者の主張するところに 沿って分類すれば、概ね以下のとおりである。

(A)全体計画に関する検討の情報が記載された公文書

(以下「全体計画」という。)

- (B)原石山に関する情報が記載された公文書(以下「原石山」という。)
- (C)付替道路に関する情報が記載された公文書(以下「付替道路」という。)
- (D)水質解析に関する情報が記載された公文書(以下「水質解析」という。)

なお、実施機関が条例第6条第1項第5号該当を理由として全部非公開とした公文書中に、実施機関が主張していない理由で条例第6条第1項各号該当性について検討を要すると考えられる部分が認められるため、当審査会が確認した別紙1の内容にしたがって、本件公文書についての条例第6条第1項各号該当性の判断を行うこととする。

3 条例第6条第1項該当性について

以下において、非公開部分の条例第6条第1項各号への該当性について、順次判断する。

(1)条例第6条第1項第2号該当性について

条例第6条第1項第2号の規定は、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、但書きに掲げる情報を除き、公開を拒むことができる旨を規定している。

本件公文書を確認したところ、実施機関が同号に該当するものとして非公開とした情報は、調査を委託した法人の調査担当者氏名、家屋等所有者氏名、土地所有者の住所・氏名であり、同号本文に規定する特定の個人が識別される情報と認められる。

異議申立人は、「調査担当者氏名」について、本件公文書作成のため実施した 調査は公な調査であって、どのような資格を持った専門家が行ったのかが重要で あり、調査担当者の氏名は本号に規定する「個人に関する情報」ではなく、調査 担当者の責任の所在、情報の信憑性にかかわるものと考え公開すべきであると 主張する。しかし、前述したとおり、実施機関が非公開とした情報は個人が識別 される情報であることは明らかなので、同号但書きの例外的に公開できる情報に 該当するかどうかについて、以下検討する。

実施機関が非公開とした情報が、同号但書きアの「法令の規定により何人も閲覧できるとされている情報」や但書きウの「法令の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報で公益上公開することが必要と認められるもの」に該当しないことは明らかであるので、次に但書きイの該当性について検討する。

但書きての「公表を目的として作成し、又は取得した情報」とは、県が、県民に対して広く公表することを目的として、当初からこの目的を明確化した上で作成し、又は取得した情報のほか、公開を原則とした条例の趣旨に鑑み、事務事業の執行上、又は行政の責務として県民に公表を予定していると認められる情報も含まれると解される。

しかし、本件公文書は、前記2で述べたようにダム建設の可能性についての 諸調査を行うために、実施機関がコンサルタント会社に委託し、その受託法人が 自らの責任において作成した報告書であり、その受託法人名が既に公開されてい る以上、受託法人の従業員である調査担当者の氏名は県民に対して公表すること を目的として作成・取得した情報とは認められず、行政の責務として公表を予定 している情報でもないと考える。また、家屋等所有者氏名、土地所有者の住所・ 氏名も調査の結果として記載したものであって、県民に対して公表することを 目的として作成・取得した情報とは認められず、行政の責務として公表を予定し ている情報でもないと考える。

したがって、法人の調査担当者氏名、家屋等所有者氏名、土地所有者の住所・ 氏名は条例第6条第1項第2号但書きには該当しないと判断する。

(2)条例第6条第1項第5号該当性について

実施機関が非公開とした部分が、条例第6条第1項第5号前段の「事務若しくは事業に関する情報」に該当することは明らかなので、これらが同号後段の「公開することにより当該審議等又は当該事務若しくは事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」に該当するか否かについて、以下、本件公文書の内容等に即して個別具体的に検討する。

ア.全体計画に関する検討の情報について

「全体計画」に記載されているのは、治水計画、利水計画、ダムタイプ、 ダム概略設計、妥当投資額、経済性の検討などに関する情報であり、これらは 建設省にダムの建設採択を要求する際に提出される事業計画書などを作成する 基礎資料となるものである。

また、全体計画に関する検討の結果、ダムの堤高、堤頂長、堤体積、貯水池 (湛水面積・貯水容量等)、貯水位などのダム規模を示す諸元が併せて決定されることになる。

実施機関は、検討途上にある「全体計画」を公開すると、今後の国との協議により修正する内容がある場合には、地元住民の理解が得られず無用の混乱が生じることが予想され、協議結果による変更が難しくなるなど、今後のダム事業を進める上で著しい支障を生ずるおそれがあると主張し、そのすべてを一律に非公開としている。

また、実施機関は、ダムの規模を示す諸元は、全体計画が建設大臣に認可されるまでは今後変更される可能性のある未成熟な情報であり、これらの情報を公開した場合、事業用地が決定したかのように受け取られ、地権者に無用の混乱が生じ、用地交渉事務が円滑に行えなくなるなど、ダム事業を進める上で著しい支障を生ずるおそれがあると主張し、各公文書中の諸元が記載されている部分を非公開としている。

当審査会が「全体計画」の記載内容を確認したところ、実施計画調査の進捗により、各種条件が変更され、また、各種観測データの収集、その解析・検討を重ねることによって、全体計画の内容はこれまでにも修正され、今後も修正される可能性があるものと認められた。また、大仏ダム事業は未だ実施計画調査段階であり、実施機関が主張するように、全体計画について建設大臣の認可を受けるまでは必ずしも確定したものではないことは認められる。

しかし、「全体計画」が可変的な内容であり検討途上の情報であるとして

も、大仏ダム計画は昭和50年度以来、長年にわたって実施計画調査を行っているものであり、個々の公文書はそれぞれ完結したものであって、公文書に記載されている内容も様々である。また、地権者などの地元関係住民に対する実施機関の説明の状況を確認したところ、全体計画についての詳細な説明は行っていないものの、ダム諸元を含めた計画の概要は説明会などで適切に説明されていると認められる。

ダム事業が持つ、公共性、公益性、周辺環境へ与える影響なども併せて考慮すると、「全体計画」の条例第6条第1項第5号該当性の判断に当たっては、全体計画に関する検討の情報であることのみをもって、「全体計画」を一律に非公開とした実施機関の決定は妥当ではなく、「全体計画」の個別の記載内容に照らして判断を行うべきであると考える。そこで以下、記載内容ごとに実施機関が主張する「おそれ」の有無について、検討する。

(ア)治水・利水計画に関する情報

治水・利水計画の策定は、治水・利水容量を求めダムの貯水池利用計画を 決定するために行われるものである。その計画の策定に当たっては、まず、 河川の流量・雨量などの各種観測データ・文献等の資料の収集調査を実施 し、次にそれらの資料を基に解析・検討を行った後、治水・利水容量を決定 する。

公文書の内容を確認したところ、当該資料の各種観測データは、既に実施機関が公開している水量観測・雨量観測結果が含まれており、文献等から引用したデータも、そのほとんどは比較的容易に収集可能な情報であると認められた。さらに、それらのデータを基にして解析・検討を行い治水・利水容量などの数値を求めている部分も、一定の仮定に基づくものではあるが、一般的な解析方法で行われているものであって、客観的で科学的な情報であると考えられる。また、計画の進捗によって、治水・利水容量などの数値の変更が認められるものもあるが、それは各種条件の変更、各種観測データの集積及び解析・検討の結果、合理的に変更されたものであると考えられる。

そのため、治水・利水計画に関する情報は、そのほとんどが各種観測データ、それに基づいた解析・検討及び治水・利水容量といった客観的・科学的な情報であり、また、地権者など地元関係住民に計画の概要を説明している以上、国等との協議等の結果、将来修正する内容があったとしても、そのために地権者など地元関係住民の理解が得られないという実施機関の主張は肯定できず、一般的には公開することによってダム事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがある情報とは考えられない。

しかし、利水計画についての記述中、薄川からの農業用水取水量は、個々の水利権者とは未調整であるため、今後の建設段階において取水量等の調整など行うことが必要であると考えられる。そのため、個々の水利権者の農業

用水取水量を公開した場合、今後の水利権者との交渉等の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる。

したがって、個々の水利権者の農業用水取水量が明らかとなる部分は、 条例第6条第1項第5号に該当するが、その他の部分は、実施機関が主張するような理由では同号には該当しないと判断する。

なお、実施機関は個別には主張していないが、薄川に発電所を有する電力会社から実施機関が任意に提供を受けた観測データを用いている部分及び電力会社と住民との間の取決めについて記述されている部分については、新たな観点から条例第6条第1項該当性について検討する必要が認められるため、後記(3)で検討する。

(イ)ダムタイプ・ダム概略設計

ダムタイプの検討は、ダムサイトの地質、周辺地形などの諸条件を基に、 想定されるダム型式を比較検討し、基礎岩盤に最も適したダム型式の決定を 行うものである。

ダムタイプについては、ダムの基本的な事項として地権者など地元関係 住民に説明を行っており、一般的な諸条件に基づいて行われているものであ るため、公開することによる支障は考え難いものである。

また、ダムタイプの検討に係る公文書中には、ダム型式別の概略の平面図・断面図が添付されており、また、ダムのコンクリート量、掘削量、基礎グラウチング量の数量計算を行っている部分も認められるため、将来予定される入札事務の実施についての支障の有無について追加して検討する。

これらの図面、数量計算結果は、あくまで概略的な内容であり、そこに記載された諸数値は、今後、建設採択を受けて行われる実施設計段階のものとは異なり、公開した場合に将来実施される入札の予定価格が推定されるほどの精度の高いものではないと考える。よって、公開した場合、今後の入札事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがあるとまでは認められない。

ダム概略設計は、洪水流量、設計震度などの基本的事項を検討した上で、 各種の基本条件・計算条件に基づいて安定計算を行い、ダムの堤体の基本断 面形状などを求め、ダムの平面図等を作成し、併せてダムのコンクリートの 数量計算を実施しているものである。

しかし、この概略設計も一般的な諸条件に基づいて、一般的な計算方法で行われており、その成果としての諸図面、諸元、計算結果も客観的・科学的事実やそれと同様の情報であると考えられる。そのため、今後、治水・利水計画などの変更があった場合には変更される可能性がある情報であるとしても、前記(2)ア(ア)で検討したように、合理的な検討過程を経て変更さ

れるため、一般的には公開することによる著しい支障は考えられないもので ある。

また、これらの図面等に記載されているダムの諸元、コンクリート数量は、前述したとおり入札事務に支障を生ずるほど精度の高いものではないため、これを公開した場合、今後の入札事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがあるとまでは認められない。

したがって、ダムタイプ・ダム概略設計を公開しても、ダム事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがあるとは認められず、条例第6条第1項第5号に該当しないと判断する。

(ウ)ダムの諸元に関する情報について

ダムの諸元が記載された公文書には、前記(ア)、(イ)で記述した検討の結果得られた、ダムの堤高、堤頂長、堤体積、貯水池(湛水面積・貯水容量等)、貯水位などのダム規模を示す数値及びダムの位置を示す図面が記載されている。これらの諸元は、実施機関の主張のとおり、全体計画の検討に伴って変更されており、全体計画が認可されるまでは可変的な数値であることが認められる。

しかし、前述したとおり、地権者など地元関係住民に対する説明会でダム諸元を含めたダム計画の概要を説明する際に、全体計画が認可されるまではダム諸元が可変的な数値であることは説明されていると認められるため、公開しても地権者などに誤解を与えるおそれはないと判断する。

したがって、諸元に関する情報は、条例第6条第1項第5号に該当しない と判断する。

(エ)妥当投資額、経済性の検討

妥当投資額の検討は、想定氾濫区域内の想定被害額に基づいて、大仏ダム事業の投資額の妥当性の検討が行われるものである。想定氾濫区域は、大仏ダム事業で想定している確率規模別洪水量に基づいて各種計算を実施し、洪水位、氾濫箇所、氾濫水位、氾濫水深を求めた上で決定する。また、想定被害額は、想定氾濫区域内の家屋等の一般資産、農作物、公共土木・農業用施設及び営業停止損失の資産量、資産額を推定し、その資産額に氾濫水深に対応する被害率を乗じて算定されるものである。

この検討は、地域メッシュ統計地図及び各種統計データなどの一般的に 入手可能な資料に基づいて、一般的な計算方法により行われるものであり、 客観的な情報と認められる。また、治水・利水計画が変更される可能性が あるため、それに伴って変更され得る可能性がある情報であるとしても、 前記(2)ア(ア)で検討したように、合理的な検討過程を経て変更される ものであるため、一般的には公開することによる支障は考えられないものである。

経済性の検討は、ダムを設置した場合の河川改修費(以下「ケース1」という。)と、ダムを設置しない場合の河川改修費(以下「ケース2」という。)とを比較し、ダムを設置することによって、どの程度、河川改修費を節減できるか比較検討するものである。

ケース1の検討は、大仏ダムが建設される予定の薄川が属する奈良井川水系全体の河川改修計画に基づいて河川改修費の算定が行われており、その河川改修計画が大仏ダムの全体計画の協議等の結果によって変更されるという可能性は少ないものと考えられる。また、この河川改修計画は、既に一部箇所において工事が行われ、又は行われる予定であり、河川改修予定部分の関係住民に相当程度、周知されていると認められた。

ケース2の検討は、大仏ダム事業で想定している治水計画上の河川流量が流下可能な河川の横断図を作成し、仮定の河川改修計画平面図を作成するなどの上、それらに基づいて河川改修費の算定が行われている。この検討は、一定の仮定の条件に従って机上で行われたものであり、河川改修計画平面図・横断図中には仮定の事業用地の範囲が明示されていることから、これらの図面を公開した場合、関係住民にあたかもケース2に基づいて河川改修が実施されるかのような誤解を与え、混乱を与えるおそれがあることは否定できない。

また、経済性の検討における河川改修費は、一定区間単位で数量計算を行い、それに基づいて算定しているが、これらの金額は概算であり、将来的に河川改修工事を実施する際の発注工区も未定であることを考慮すれば、これらの数量・金額を公開することにより、直ちに入札の予定価格が推定されるほど精度の高いものではないと考えられる。

他方で、河川改修工事及びダム工事の概算事業費を算定する際に、用地補償費・物件補償費の単価を設定し、補償金額を算定している部分があるが、これを公開した場合には、地権者など地元関係者に買収単価・補償単価について誤解を与えるおそれがあり、今後の地権者など地元関係者との具体的な交渉に支障があると認められる。

以上により、まず、妥当投資額の検討に関する情報は、条例第6条第1項 第5号に該当しないと判断する。

次に、経済性の検討に関する情報のうち、ダムを設置しない場合の河川改修平面図・横断図並びに事業費算定に係る用地補償費・物件補償費の単価及び単価を推定できる部分は、公開した場合、今後のダム・河川改修事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認められ、同号に

該当すると判断するが、その他単なるデ - 夕などの部分は、実施機関が主張するような理由では同号に該当しないと判断する。

(オ)その他の記述について

「全体計画」には、前述した(ア)から(エ)の記載内容の外、事業、 流域、調査それぞれの概要を述べている部分及びダムサイトの地質について 述べている部分などが認められる。

しかし、事業、流域、調査それぞれの概要などは一般的な内容を述べているに過ぎないものと判断され、また、ダムサイトの地質に関する情報は、 異議申立人からの請求に対する実施機関の部分公開決定において、既に公開されているものと認められる。

したがって、これらの記述は、これを公開した場合、ダム事業の公正かつ 円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがあるとは認められず、条例第6条 第1項第5号に該当しないと判断する。

イ.原石山に関する情報について

原石山の調査は、ダム堤体のコンクリート骨材に用いる岩石を採石する最適 地を決定するため行われるものである。

「原石山」には、地域の概要、事業の概要、地質の概要、岩石の一般的な性質、原石山の調査方針、調査経過、原石山候補地点についての記述・図表・写真、原石山候補地点から採取した岩石の物理的性質についての検討、原石山候補地点から採石する際の経済性についての検討、地質調査データなどが記載されている。

原石山の調査は、以下のような過程を経て実施される。

岩石の運搬に適した状況、岩石のコンクリート骨材としての適性、国定公園・自然保護地域・保安林地域をできるだけ避けることといった原石山の各条件(以下「条件」という。)に基づいて原石山候補地点を選定するための調査範囲を決定し、その範囲内の調査方針を策定する。

の方針に従って、調査範囲内を踏破する地表地質調査を実施した上で、 「条件」を満たすと考えられる複数の候補地点を選定する。

複数の候補地点の「条件」の優劣を比較し、有力と考えられる候補地点に 絞り込んだ上で、その地点の地質調査(弾性波調査、ボーリング調査)を実 施する。

の地質調査地点から採取したボーリングコアなどの地質データの解析を 行い、その地点の岩石がコンクリート骨材として適当かどうかの物理的性質 及び掘削する場合の経済性を検討し、原石山としての評価(以下「物理的・ 経済的評価」という。)を行う。 実施機関は、「原石山」は、今後変更される可能性のある未成熟な情報であり、「原石山」を公開した場合、原石山の位置が特定され、業者等が当該候補地を先買いして用地交渉事務に支障を来したり、地権者等に無用の混乱を生じさせるなど、今後のダム事業を進める上で著しい支障を生ずるおそれがあると主張する。

「原石山」の内容を確認したところ、原石山の調査は昭和53年度以来、上記から の過程を経て、ある時期には有力だった候補地点に絞り込んだ地質調査・解析も行われているが、原石山の最適地は未だ決定されておらず流動的であり、今後も継続的な調査を要する段階であると認められた。

そのため、原石山候補地点の「条件」の優劣並びに原石山に係る地質調査地点の位置が特定できる記述・図表・写真及び「物理的・経済的評価」並びにある時期には有力だった候補地点に絞り込んだ地質調査を行っている経過(以下「地質調査の経過」という。)を公開した場合、あたかもある候補地点が原石山の最適地なのではないかとの憶測を呼ぶなど、実施機関が主張するように、業者等に当該候補地を先買いする端緒を提供したり、候補地点の所有者などに過度な期待や様々な誤解を与えるなどして、今後の用地交渉事務に著しい支障を生ずるおそれがあることは否定できない。

しかし、上記 の調査方針並びに の「条件」を満たすと考えられる複数の候補地点についての記述及び位置図は、地質調査地点の具体的な位置の特定につながる情報とは考えられず、候補地点の「条件」の優劣及び「物理的・経済的評価」が記述されている訳でもないため、土地を先買いされたり、原石山所有者などに誤解を与えるおそれはなく、今後のダム事業を進める上で具体的な支障を生ずるおそれがある情報とは認められない。

また、その他の地質調査のデータ並びに地域の概要、事業の概要、地質の概要及び岩石の一般的な性質についての記述は、一般的には公開することによって著しい支障を生ずるおそれがある情報とは認められない。

なお、これらの記述中には、原石山候補地点の「条件」の優劣並びに原石山に係る地質調査地点の位置が特定できる記述・図表・写真、「物理的・経済的評価」及び「地質調査の経過」の記述並びに既に公開されている内容と照合すれば地質調査地点の特定などが可能な記述が混在している箇所(以下「混在箇所」という。)が認められる。

そのため、混在箇所の公開の可否は、条例第6条第2項の「当該部分を容易かつ合理的に分離できるときは、当該部分については公開を拒むことができない。」という規定の適用の有無により判断するものである。混在箇所の記載内容を確認したところ、容易にかつ情報の意味を損なうことなく合理的に分離することができるものとは認められないため、混在箇所には条例第6条第2項は適用されないと判断する。

したがって、「原石山」のうち、候補地点の「条件」の優劣が記載されている部分、地質調査地点の位置が特定できる記述・図表・写真、地質調査地点の「物理的・経済的評価」が記載されている部分、「地質調査の経過」が記載されている部分は、公開した場合、今後のダム事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認められ、条例第6条第1項第5号に該当すると判断するが、その他単なる地質データなどの部分は、実施機関が主張するような理由では、同号に該当しないと判断する。

ウ.付替道路に関する情報について

「付替道路」は、ダム計画に伴って使用不能となる県道を付け替える概略工費を算定するため、ダム計画地付近の地形図を使用し、道路構造令に基づいて3案の道路ルートを机上で策定検討したものである。

実施機関は、「付替道路」は、今後変更される可能性のある未成熟な情報であり、「付替道路」を公開した場合、あたかも付替道路の位置が決定されているかのような誤解を招き、周辺土地を先買いされ用地交渉に支障を来したり、地権者等に無用の混乱を生じさせるなど、今後ダム事業を進める上で著しい支障を生ずるおそれがあると主張するので、この「おそれ」の有無について検討する。

この策定検討は、現地での測量等に基づいて行われたものではなく、また、地権者など地元関係住民に対して、これら3ルート案を示している訳でもない、あくまで第1次的な想定案である。そのため、実施機関が主張するように、こうした未成熟なルート案を公開することにより、地権者など地元関係住民にあたかも付替道路の位置が決定しているかのような誤解を与え、今後の交渉事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる。

したがって、「付替道路」は、条例第6条第1項第5号に該当すると判断する。

エ.水質解析に関する情報について

「水質解析」は、大仏ダムの利水計画の一環として、松本城の濠の浄化を目的とした環境用水を供給する場合の効果を検討するために、濠の浄化対策に関する調査研究などの文献を参考とした検討及び薄川から松本城の濠への導水結果の水質予測についての検討を実施しているものであり、当該公文書中でも、今後も追加的に調査を行う必要性のあるものと述べられている。

実施機関は、「水質解析」は検討途上の情報であって、今後修正される可能

性のある未成熟な情報であり、濠に導水するための取水地点、ルートも検討中であるため、「水質解析」を公開した場合、今後の国及び松本市との協議結果による変更が難しくなったり、住民に無用の混乱を生ずるなど、今後のダム事業を進める上で著しい支障を生ずるおそれがあると主張するので、この「おそれ」の有無について検討する。

「水質解析」は、各種の参考文献からの引用部分及び河川の水質等の調査データと松本市の下水道整備計画に基づいて解析・検討した部分が主な内容であり、既に知られている情報や、客観的で科学的な情報であると認められる。そのため、これらを公開したとしても、国及び松本市との協議による変更が難しくなったり、住民に混乱を生ずるものとまでは認められない。

したがって、「水質解析」は、条例第6条第1項第5号に該当しないと判断する。

(3)実施機関の主張とは異なる理由による条例第6条第1項第3号該当性について前記(2)ア(ア)で述べたように、当審査会が非公開部分を確認したところ、実施機関が条例第6条第1項第5号に該当するとして全部非公開とした「全体計画」中に、実施機関から個別には主張はなかったものの、別の理由から条例第6条第1項第3号該当性の検討を要する部分があると認められたので、以下検討する。

全体計画に関する利水計画の検討において、薄川に発電所を有する電力会社から河川流量などについて、任意に提供を受けたデータを用いている部分及び電力会社と住民との間で締結された取り決めについて記述されている部分は、条例第6条第1項第3号前段の「法人その他の団体に関する情報」に該当することは明らかなので、同号後段の「公開することにより当該法人等に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」に該当するか否かを検討する。

これらの情報は、電力会社が水力発電所を運営する上での基盤である水利権に関する情報であり、企業の内部管理に関する情報である。これらの情報を公開した場合、発電所の取水・排水状況が明らかとなり、電力会社と住民との間の取り決めの内容も明らかとなるため、電力会社と住民との間の信頼関係を損ねるおそれがあり、電力会社に不利益を与えることが明らかであると認められ、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。

したがって、電力会社から任意に提供を受けた河川流量などのデータを用いている部分及び電力会社と住民との間で締結された取り決めについて記述されている部分は、条例第6条第1項第3号に該当すると判断する。

第6 諮問経過

平成9年2月13日 諮問

平成9年2月21日 審査会において諮問内容説明

平成9年6月6日 実施機関から提出された理由説明書説明

第7 審查経過

平成9年10月24日 審議

平成9年11月28日 審議

実施機関からの意見聴取

平成 9 年12月22日 審議

異議申立人からの意見聴取

平成10年1月14日 審議

平成10年2月26日 指名委員による本件公文書の調査・確認

平成10年3月27日 指名委員による本件公文書の調査・確認

平成10年4月21日 審議

平成10年6月10日 審議

平成10年7月1日 審議

平成10年8月7日 審議

平成10年8月20日 審議

平成10年10月16日 審議

平成10年11月25日 審議